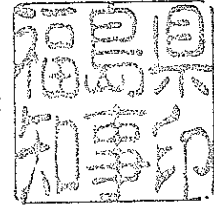


平成 16 年 11 月 11 日

経 済 産 業 大 臣 様

福 島 県 知 事



(仮称) 小名浜火力発電所環境影響評価方法書に対する意見について (通知)

電気事業法第 46 条の 7 第 1 項の規定に基づき、環境影響評価法第 10 条第 1 項の意見を下記のとおりに通知します。

記

1 総括的事項について

- (1) 発電設備については、大気汚染防止及び地球温暖化防止の観点から、環境負荷を最小限に抑えるよう、最善の技術の導入を検討すること。また、この検討結果を踏まえ、燃料等の事業諸元、発電設備等の設計諸元及び緊急時等を含めた運転計画について、選定及び設定根拠並びに妥当性も含め、環境影響評価準備書に詳細かつ具体的に示すこと。
- (2) 当該地域では、大気環境及び海域における水質が環境基準を達成していない状況にあり、また、住民等から地域環境への懸念が示されていることから、環境保全措置の立案に当たっては、複数案の比較検討及び最新の知見に基づいた最善の技術の採択検討を十分行い、対象事業に係る環境影響が可能な限り回避・低減されるよう最大限配慮すること。
- (3) 本事業では石炭を燃料としており、水銀等による大気、水質及び土壌への影響が懸念されることから、排出諸元を明らかにするとともに、必要に応じ、当該項目についても調査、予測及び評価を行うこと。
- (4) 環境影響の予測に当たっては、できる限り定量的な手法を用いること。また、環境保全措置については、その効果をできる限り定量的に示すこと。
- (5) 環境影響評価項目として選定しない項目については、環境影響評価準備書にその根拠を明確に記載すること。なお、環境影響評価を行う過程において、項目の選定及び手法の選定等に係る事項に新たな事情が生じたときは、必要に応じ、選定項目及び選

定手法等を見直すとともに、追加的に調査、予測及び評価を行うなど適切に対応すること。

2 環境影響評価項目について

- (1) 対象事業実施区域周辺には病院や民家が存在し、発電設備の運転に伴う低周波音の影響が懸念されることから、施設の稼働に「低周波音」を環境影響評価項目として追加すること。
- (2) 当該地域は浮遊粒子状物質の環境基準達成率が低く、また、対象事業実施区域周辺には病院や民家が存在することから、土地又は工作物の存在及び供用に「石炭粉じん」を環境影響評価項目として追加すること。
- (3) 基礎掘削工事に伴って発生する土砂については、発生量等の収支及び利用時期を明らかにすること。また、必要に応じ、造成等の施工による一時的な影響に「残土」を環境影響評価項目として追加すること。

3 調査、予測及び評価の手法について

- (1) 使用する石炭については、成分を明らかにし、その結果を大気質、水質及び温室効果ガスの予測に適切に反映させること。
- (2) 大気質及び冷却塔からの白煙の予測に使用する文献気象観測値については、妥当性を検討し、必要に応じ、地上気象観測を実施すること。なお、現地気象観測の実施に当たっては、当該地域において大気汚染物質が高濃度となる気象条件を解析し、調査期間、時期及び時間帯を適切に設定すること。
- (3) 冷却塔からの白煙による影響を予測及び評価するに当たっては、周辺の建築物等の土地利用条件を十分考慮すること。また、冷却塔から大気中に放出される水蒸気及び排出熱の諸元を明らかにし、必要に応じ、周辺環境における温度及び湿度への影響についても予測及び評価を行うこと。
- (4) 水質の予測に当たっては、小名浜港四号埠頭先地点に加え、当該事業に係る負荷量を適切に評価できる地点を選定すること。
- (5) 水の汚れ等の予測手法における流況特性等適用の前提条件、拡散角度等の設定条件及び現況再現性については、必要に応じ、現地調査を行い確認すること。また、予測に当たっては、水質の季節変動にも留意すること。
- (6) 海域の水質及び水温への影響を予測及び評価するに当たっては、動物及び植物の生息・生育環境にも十分配慮すること。また、冷却塔で使用するスライム防止剤等の性

状を明らかにし、その影響についても検討すること。

(7) 陸域における動物及び植物の現地調査に当たっては、地域特性等を踏まえて、調査範囲、調査時期及び調査手法を適切に設定すること。特に鳥類については、行動範囲、繁殖の時期等を考慮すること。

(8) 景観については、地域住民の景観要素への影響を考慮し、調査地点として北側市街地の眺望点を追加すること。また、発電所設備の色彩等の検討に当たっては、アクアマリンふくしま、いわきデイクルーズ等からの眺望にも配慮すること。

(9) 当該施設の稼働に伴い発生する石炭灰、石膏、汚泥等の廃棄物については、排出抑制、有効利用及び処理の方法を具体的に環境影響評価準備書に記載し、また、これらの確実性を明らかにすること。

4 その他

上記1から3の措置を講じるに当たっては、必要に応じ、関係機関と協議すること。